

各 位

長 崎 県 土 木 部  
建 設 企 画 課 長  
( 公 印 省 略 )

### コリンズ・テクリスの登録システムの運用について

平成21年8月18日に、新しいコリンズ・テクリスの登録システムがリリースされます。  
平成21年4月の共通仕様書改定により、登録(対象)件数が大幅に増加するとともに、新しい登録システムにおける登録機関(財)日本建設情報総合センター。以下「JACIC」という。)が推奨する方法は煩雑で、発注者・請負者とも負担が大きいため、これらの登録にかかわる運用を下記のとおり定めましたので、今後の登録においては、この運用によられますよう、お願いします。

### 記

#### 1. 登録内容の事前確認の廃止

JACICが推奨する方法では、発注者は「登録確認願(旧:工事(業務)カルテ)」により登録内容を事前に確認・押印して請負者に返却し、登録完了後に提出される「登録内容確認書(旧・工事(業務)カルテ受領書)」の掲載内容と事前確認内容との照合を行う事となっているが、発注者は、この事前確認は行わず、登録完了後の「登録内容確認書」による確認のみ(必要に応じて修正登録を指示する)を行う事とする。

なお、同システムでは、「発注者による確認年月日」「確認者氏名」「確認者e-mailアドレス」を請負者が入力しなければ登録できないため、請負者は、便宜上「確認者」は監督員として、「確認年月日」は入力日を入力し、登録を行う事とする。  
(監督員は、請負者に「e-mailアドレス」を報告するものとする。)

#### 2. 事由発生後10日以内の登録の解釈

共通仕様書では、「事由が発生した日から土曜日・日曜日・祝日等を除き10日以内の登録」を求めているが、この祝日等の「等」には、「(システムの保守など)JACICが登録できないとしている期間の日」を含む。

### 3. 長崎県建設工事共通仕様書の読み替え

新しいコリンズ登録システムへの移行、ならびに、当運用の策定に伴い、下表のとおり読み替えを行うものとする。

現 行	読 み 替 え 後
1 - 1 - 7 工事カルテ作成、登録	1 - 1 - 7 工事实績情報の登録
工事实績情報として「工事カルテ」を作成し 監督職員の確認を受けたうえで	工事实績情報について
工事カルテ受領書	登録内容確認書（工事实績）

**1 - 1 - 7 工事实績情報の登録【読み替え後】**  
 請負者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報について、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。  
 変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金額のみの変更の場合は原則として登録を必要としない。  
 また、登録機関発行の「登録内容確認書(工事实績)」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに発注者に提示しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。

### 4. 土木設計(調査、測量)業務等共通仕様書の読み替え

新しいテクリス登録システムへの移行に伴い、下表のとおり読み替えを行うものとする。

	現 行	読 み 替 え 後
設計	第1108条 提出書類	(読み替えなし)
	業務実績情報として「業務カルテ」を作成し	業務実績情報について
	業務カルテ受領書	登録内容確認書（業務実績）
測量	第11009条 提出書類	(読み替えなし)
	業務実績情報として「業務カルテ」を作成し	業務実績情報について
	業務カルテ受領書	登録内容確認書（業務実績）
地質調査	第30109条 提出書類	(読み替えなし)
	業務実績情報として「業務カルテ」を作成し	業務実績情報について
	業務カルテ受領書	登録内容確認書（業務実績）

**第1108条 提出書類【読み替え後】** 第11009条と第30109条も記載(読み替え)内容は同じ  
 3. 受注者は、契約時又は変更時において、請負金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報について、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。また、登録機関発行の「登録内容確認書(業務実績)」が届いた際は、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

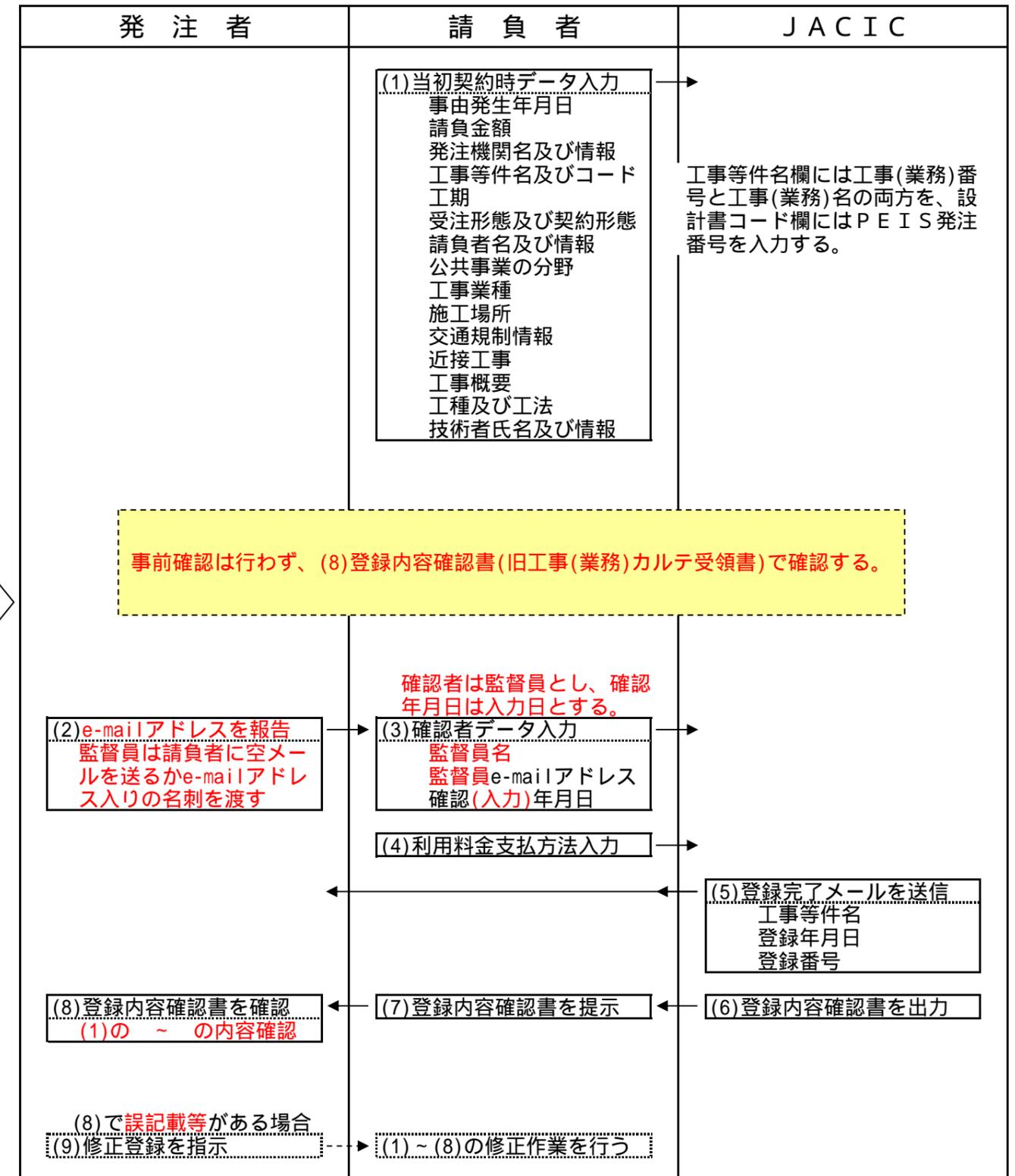
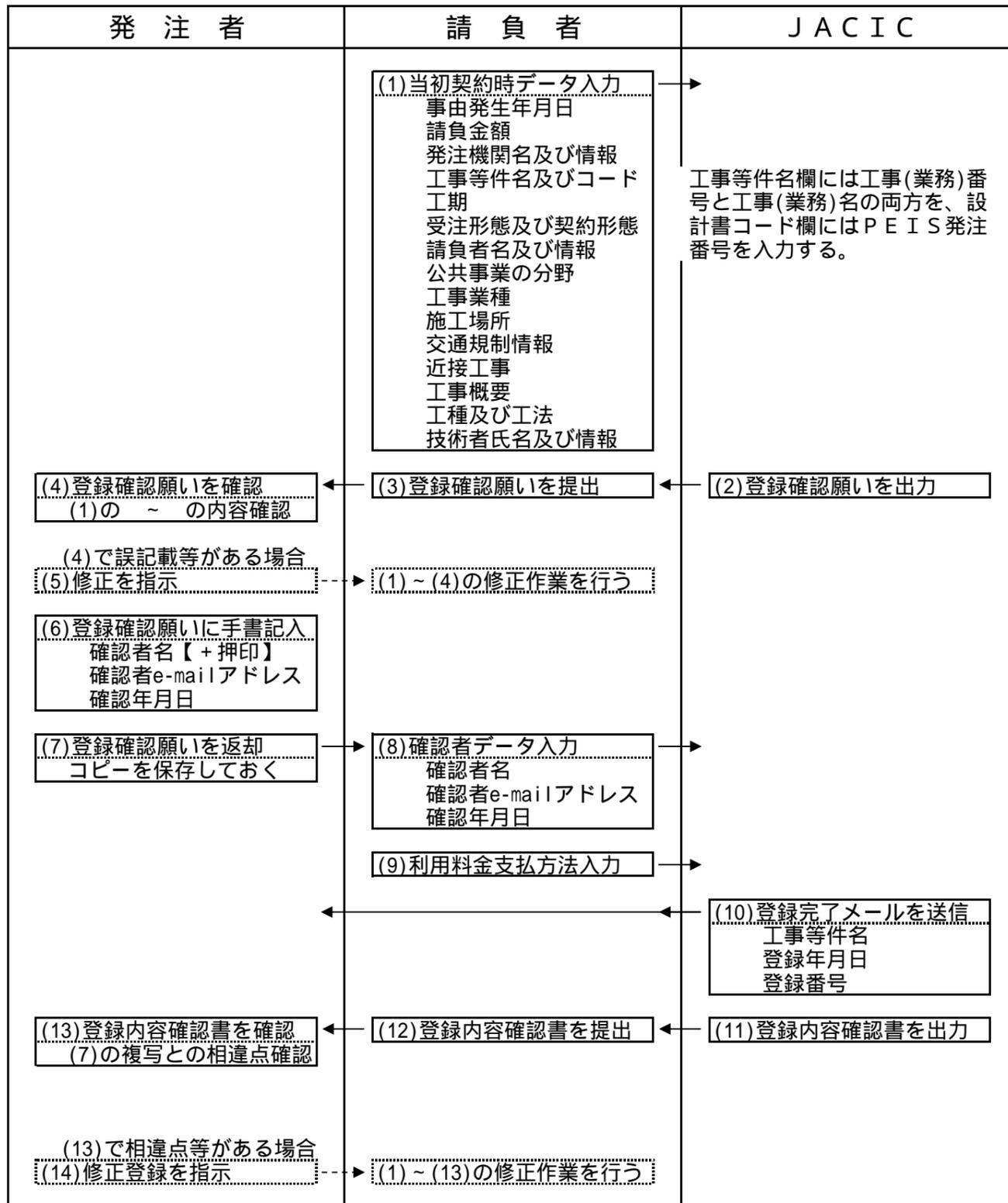
### 5. 適用年月日

平成21年8月18日以降に工事(業務)実績情報を登録する工事(業務)に適用する。

## J A C I C が推奨する方法と長崎県独自運用との比較

J A C I C が推奨する コリンズ登録（受注時・変更時・竣工時）  
テクリス登録（契約時・変更時・完了時）の流れ

長崎県独自運用での コリンズ登録（受注時・変更時・竣工時）  
テクリス登録（契約時・変更時・完了時）の流れ



変更時登録は、 工期 , 技術者が変更になった場合のみ行う。(工事内容及び金額の変更時は不要)

変更時登録は、 工期 , 技術者が変更になった場合のみ行う。(工事内容及び金額の変更時は不要)